

学生の皆様

(※このメールはすべての学生に BCC で配信しています。)

マスコミなどの報道にありますように、東京都など 1 都 3 県に緊急事態宣言が発令される模様です。緊急事態宣言が発令された場合の本学の対応についてご連絡いたします。

緊急事態宣言が発令された場合でも、1 月 7 日からの授業はこれまでどおり**感染防止対策を徹底し、原則対面で行います**。

今回の緊急事態宣言は、4 月に発令されたものと内容が異なり、飲食の場での感染リスクの軽減策など、限定的な措置を行う方針です。また学校関係への休講の要請もありません。

令和 3 年 1 月 5 日付文部科学省通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について(周知)」でも感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けての対応を求められております。

ホームページで周知しております「東京純心大学における新型コロナウイルス感染症対策のレベルについて」では緊急事態宣言が発令された場合、オンライン授業に切り替えることとなっておりますが、上記の理由により対面授業を継続することといたしました。

学生の皆様には引き続き以下の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

(7月の学長メッセージから)

- ①近くで面と向かっては話さない(少人数の会食も例外ではない)。
- ②咳、くしゃみに注意する。
- ③マスクを着用する。
- ④距離をあける(最低1~2m、出来れば3~4m)。
- ⑤常に換気する。

接触感染では、

- ①共用物に触れたら、手を良く洗う。
- ②不用意に手を口、鼻、目等にもって行かない。

※体調不良等がある場合には、必ず学務課(kyomuka@t-junshin.ac.jp)までご連絡ください。

なお、緊急事態宣言の発令に伴い、当面の間、部活動等の課外活動は禁止します。また、授業終了後は速やかに帰宅するようにしてください。

ご協力よろしく申し上げます。

東京純心大学
事務局